

大府市優良建設工事業者表彰制度

1. 目的

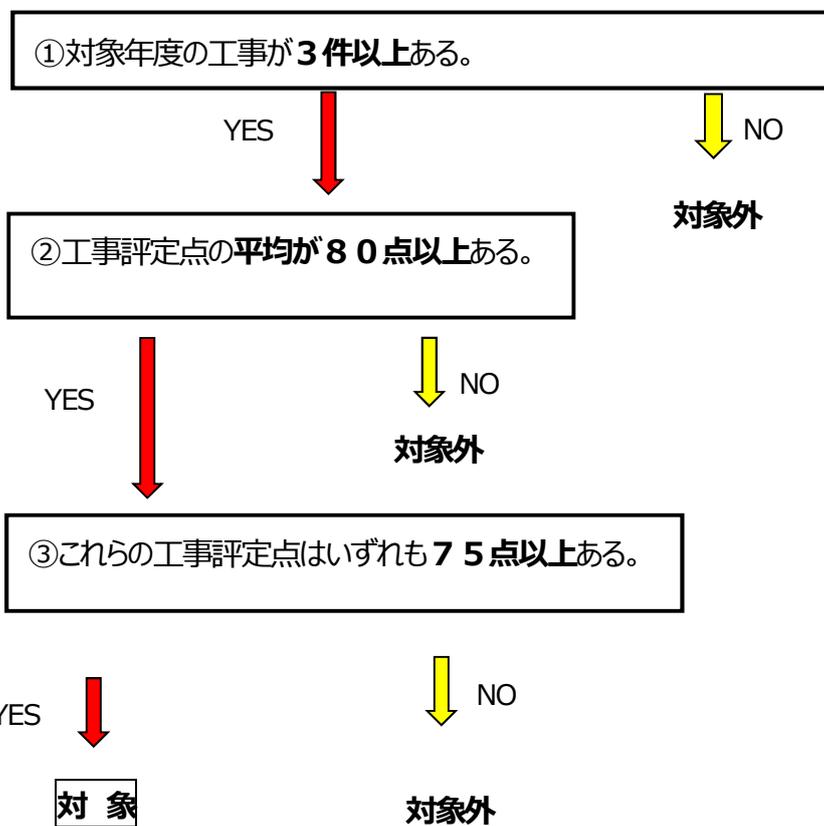
- ・建設業者の建設技術の向上と公共工事の適正な施工の確保
- ・建設業者の育成と発展を図る

2. 表彰対象の検討（優良工事業者の選出）

【優良建設工事業者（以下「対象業者」。）対象工事】

- ・500万円超の全ての工事で、表彰年度の前年度に完了した工事。
- ・大府市の指名停止処分を受けていない。（対象年度から表彰を受ける日まで）
- ・その他表彰にふさわしくない行為等がない。（市税の滞納、指名見合わせ、事故 等）

【対象業者の決め方】



(成績評定平均上位5社まで)

3. 表彰者の決定等

- ・検査担当課で、対象業者を選考後、推薦し、指名資格審査委員会で審査、選定を行った後、市長が決定する。
- ・表彰は、対象者に表彰状を授与する。
- ・表彰の結果は、市公式ウェブサイト等で公表する。